

# 民間型ADR

## 隣接法律専門職団体ADR

# (隣接) 法律専門職団体ADR (士業ADR)

- ADR法立法前後から、**司法書士会、行政書士会、土地家屋調査士会、社会保険労務士会**などの法律専門職団体が自らのADR機関を設立し、運営を行っている。
- **認証ADR**として実施されている場合が多い。(例外：近畿司法書士会連合会、群馬司法書士会)
- **対話型調停モデル**での手続主宰者研修を行っている場合が多く、手続モデルも同席対話型を取る場合も多い。
- 財政基盤が脆弱で、事実上開店休業状態の場合も多い。組織運営への外部者の関与度も低い。